

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		農地改良の取扱いに関する行政指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		農地法 さいたま市農地改良等の取扱いに関する要綱
条 項		法第4条第6項 法第5条第2項
所 管 課		農業委員会事務局 農地調整課 (電話：048-829-1903)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	農地の利用増進又は農地の保全を目的とした農地改良の許可申請に対する審査については、農地法第4条第6項又は第5条第2項に規定する許可基準のほか、要綱に基づき、その面積や工事期間、施工計画、作付計画等について審査のうえ指導するものとし、申請地において農業委員等立会いのもと施工方法等について協議するものとする。なお、許可を受けた者は着工時、施工完了時、作付完了時に農業委員会へ報告書を提出するものとする。
	備 考	